

第36回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年11月20日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

書面またはインターネット等による議決権行使期限：
2020年11月19日午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

〈新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について〉
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年の株主総会につきましては事前の議決権行使をお願い申し上げます。なお、本年はお座席の間隔を拡げていることから、ご用意できるお座席の数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、予めご了承ください。

今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.meikonet.co.jp>

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48
明光レポート	54

証券コード：4668



明光ネットワークジャパン

株主各位

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 山下 一 仁

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は株主の皆さまの安全確保を最優先といたしたく、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議決権行使につきましては書面又はインターネット等にて事前に行使頂きますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2020年11月19日(木曜日) 午後6時まで**に議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月20日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期(2019年9月1日から2020年8月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期(2019年9月1日から2020年8月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎本年はお座席の間隔を拡げることから、ご用意できるお座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため当日ご来場いただいてもご入場をお断りせざるを得ない場合がございます。予めご了承下さい。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.meikonet.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meikonet.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。また、電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。

議決権の行使等 についてのご案内

書面による行使

各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。
・各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2020年11月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットによる行使

以下の議決権行使サイトにアクセスいただき、ご行使ください。

<https://www.web54.net>

お問合せ（通話料無料）

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
（受付時間 9：00～21：00）電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

2020年11月19日（木曜日）
午後6時まで



株主総会ご出席による行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
・当日は本招集ご通知をご持参ください。

2020年11月20日（金曜日）
午前10時



スマート行使を用いた議決権行使が簡単です。

議決権行使書用紙に記載の「QRコード」を読み取るだけで、議決権行使が可能です。

- （注）1. 本サービスは、ご利用の端末や通信環境等によりご利用いただけない場合があります。
2. 2回目以降のログインには、IDとパスワードの入力が必要です。



<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームより議決権を行使いただくことができます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年の株主総会につきましては事前の議決権行使をお願い申し上げます。
なお、今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.meikonet.co.jp>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	わたなべ ひろ たけ 渡邊 弘毅	再任	取締役会長	36年	100% (18回/18回中)
2	やました かず ひと 山下 一仁	再任	代表取締役社長	13年	100% (18回/18回中)
3	おかもと こう た ろう 岡本 光太郎	新任	顧問	—	—
4	こ み やま だい 小宮山 大	新任	執行役員	—	—
5	や お のり こ 八尾 紀子	再任 社外	取締役	5年	94% (17回/18回中)
6	いけがわ ち え 池側 千絵	再任 社外	取締役	1年	100% (15回/15回中) ※

※2019年11月15日就任のため、11月15日以降開催の取締役会を記載しております。

再任

候補者
番号

1

わた なべ

渡邊

ひろ たけ

弘毅

(1942年9月19日生)

所有する当社株式数

1,794,600株

取締役会への出席状況

100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年9月 当社設立 当社取締役

1985年5月 当社代表取締役社長

2015年11月 当社代表取締役会長

2018年11月 当社取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人明光教育研究所代表理事

候補者
番号

2

やました
山下

かずひと
一仁

(1959年12月7日生)

再任

所有する当社株式数

24,000株

取締役会への出席状況

100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007年 3月 当社入社
- 2007年 11月 当社取締役
- 2008年 11月 当社常務取締役
- 2012年 9月 当社個別進学館事業本部長
当社サッカースクール事業部管掌 兼 明光キッズ事業部
管掌 兼 事業開発部管掌
- 2013年 7月 当社事業開発本部長
- 2014年 9月 当社明光義塾事業本部長 (現任)
当社F C開発部管掌
- 2014年 11月 当社専務取締役
- 2015年 11月 当社取締役副社長
- 2018年 11月 当社代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況]

公益財団法人明光教育研究所評議員

候補者
番号

3

おかもと
岡本こう た ろう
光太郎

(1970年10月31日生)

新任

所有する当社株式数

一株

取締役会への出席状況

—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 9月 日昇自動車販売株式会社（オニキス）入社
2002年 4月 同社取締役
2004年 4月 同社代表取締役社長
2005年 2月 株式会社カーレッツ入社 代表取締役社長
2008年 6月 クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社入社
執行役員COO
2012年 3月 同社代表取締役社長
2017年 4月 グロースポイント・エクイティLLP パートナー
2020年 7月 当社入社 顧問（現任）

【 重要な兼職の状況 】

株式会社古藤事務所取締役

候補者
番号

4

こ み やま
小宮山

だい
大

(1975年10月19日生)

新任

所有する当社株式数

900株

取締役会への出席状況

—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2013年10月 株式会社MAXISホールディングス（現株式会社MAXISEducation）代表取締役社長
- 2018年11月 当社入社 執行役員（現任） 教務部管掌
- 2019年10月 当社学習塾開発本部管掌
- 2020年4月 当社明光義塾事業本部副本部長（現任）
株式会社MAXISEducation代表取締役会長（現任）
- 2020年8月 当社個別進学館事業本部長（現任）
- 2020年10月 当社tyotto塾事業本部長（現任）

候補者
番号

5

やお
八尾のりこ
紀子

(1967年8月27日生)

再任

社外取締役

所有する当社株式数

一株

取締役会への出席状況

94% (17/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年 3月 最高裁判所司法研修所修了
- 1995年 4月 福岡県弁護士会登録
不二法律事務所入所
- 2001年 6月 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (LL.M.)
- 2001年 9月 ポール・ヘイスティングス・ジャンフスキー&ウォルカー
法律事務所 (ロサンゼルスオフィス) 入所
- 2002年10月 第二東京弁護士会登録
太陽法律事務所 (現ポールヘイスティングス法律事務所
・外国法共同事業) 入所
ニューヨーク州弁護士登録
- 2007年 7月 TMI総合法律事務所入所
- 2008年 1月 同パートナー (現任)
- 2015年11月 当社取締役 (現任)

【 重要な兼職の状況 】

TMI総合法律事務所パートナー
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役
サトーホールディングス株式会社社外監査役
株式会社朝日ネット社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

八尾紀子氏につきましては、弁護士として企業法務等に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断したためであります。また、八尾氏は過去に会社の経営に関与したことがない候補者であります。上記の理由により、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

6

いけがわ
池側

ちえ
千絵

(1966年2月4日生)

再任

社外取締役

所有する当社株式数

－株

取締役会への出席状況

100% (15/15回)

※2019年11月15日就任のため、
11月15日以降開催の
取締役会を記載しております。

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・
インク (現プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン
株式会社 (P&Gジャパン株式会社)) 入社
- 2006年10月 日本マクドナルド株式会社入社
- 2010年2月 レノボ・ジャパン株式会社入社 取締役CFO 財務管理
本部長
- 2011年10月 NECパーソナルコンピュータ株式会社監査役
- 2014年1月 日本ケロッグ合同会社入社 執行役員 経営管理・財務
本部長
- 2018年12月 合同会社西友 (ウォルマートジャパン) 入社 経営管理
本部コマースファイナンス・バイスプレジデント
- 2019年5月 ストラットコンサルティング株式会社代表取締役 (現任)
- 2019年11月 当社取締役 (現任)

【 重要な兼職の状況 】

ストラットコンサルティング株式会社代表取締役
株式会社ウィルグループ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

池側千絵氏につきましては、企業の経営管理・企画・財務・会計に
深い知見を有しております。これまでの経験と知見を活かし、当社の経営
にご尽力いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするもの
であります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時を
もって1年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、八尾紀子及び池側千絵の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 八尾紀子及び池側千絵の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立社外役員を選任基準を満たすことを求めています。両氏とも当該選任基準のすべてを満たしております。
4. 八尾紀子及び池側千絵の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考> 「独立社外役員の選任基準」について

1. 現在または過去において当社及び当社グループの取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人となることがないこと。
2. 現在または最近5年間に於いて当社の大株主の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
3. 当社の現在主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
4. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの主要な取引先（直近事業年度における年間連結総売上高の2%超）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
5. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう）でないこと。
6. 当社及び当社グループから取締役または監査役（常勤、非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員でないこと。
7. 現在または最近5年間に於いて当社及び当社グループの主要な金融機関（当社及び当社グループにおいて資金調達において必要不可欠であり、当社が株主との間で利害相反の問題が生じえる状況（債務超過ないし債務超過のおそれが存するような状況）にあるか、財務・信用格付け、自己資本比率、当該債権者への資金調達上の依存度及び借入金の返済余力等を総合的に勘案し判断する）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
8. 現在または最近5年間に於いて当社の主幹事証券会社の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
9. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員でないこと。
10. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門サービス提供者でないこと。
11. 上記1から10における二親等内の親族または同居の親族でないこと。
12. 仮に上記に該当するものであっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができる。
13. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と恒常的に実質的な利益相反のおそれが生じると判断されないこと。

第2号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社取締役の報酬は、「基本報酬」、「役員賞与」及び「ストック・オプション」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2006年11月22日開催の第22回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含みません。））とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2021年8月末日で終了する事業年度から2024年8月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

なお、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社主要グループ子会社の取締役に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、現行の「ストック・オプション」は廃止し、新たなストック・オプションの付与は行わないこととします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2021年8月末日に終了する事業年度から2024年8月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間4事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金280百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり40,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金280百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社主要グループ子会社の取締役に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき当社主要グループ子会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金70百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、次頁（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり40,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年9月1日～2020年8月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業活動が個人向けサービス業を中心に幅広い業種で大幅に縮小したほか、インバウンド需要の消失や外出自粛の影響もあり、雇用・所得環境も悪化を余儀なくされました。先行きについては、感染再拡大を巡る不確実性もあり、企業活動は不透明な状況が継続する見通しのほか、消費者マインドの改善は限定的に留まるものと見込まれる状況にあります。

当社グループの属する教育サービス業界におきましては、教育改革として英語4技能、記述式問題、プログラミング教育など、大きな変革期を迎えている中で、「GIGAスクール構想」による学びのICT環境を整える動きが加速しております。そのような中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「学習の遅れ」や「教育格差の拡大」といった課題が生じており、オンライン授業・ICTコンテンツの提供や感染拡大防止対応を徹底した上での教室授業など、急激な環境変化と生徒・保護者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した付加価値の高いサービス提供が求められております。

当社グループはこのような環境の中、「一人ひとりの未来、一人ひとりの明光グループ」を明光グループ2020年8月期経営方針として掲げ、全てのステークホルダーへ未来への価値を提供するために、重点戦略を策定し、企業価値の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の重点戦略につきましては、

(a) 明光義塾事業の再構築（競争激化の中でもお客様に選んでいただける教室づくり）

- ・ 授業品質・サービスレベルの向上に努め、成績アップを追求する
- ・ 一貫したマーケティング戦略により、明光ならではの価値を訴求する

(b) 既存事業の拡大・強化（明光義塾以外の事業の成長戦略の明確化による新たな価値の創造）

(c) 新規事業の創出（新しい知見・発想・技術を持つ外部企業との連携による新たな価値の創造）

(d) 人材・組織改革（人材育成、ダイバーシティの推進、研修・教育制度の体系化、ホスピタリティの徹底）等に取り組んでまいりました。

これらの取り組みを基本としつつ、生徒の安心・安全を最優先事項として、教室環境の整備・健康管理等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を徹底したほか、各事業でオンラインサービスの提供を開発・開始するなど、新たな価値の創造を追求してまいりました。

プロモーション活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による学習環境の変化・学習の遅れに不安を感じている生徒・保護者に向けて、全国の明光義塾教室長からの応援メッセージをテレビコマーシャルにて放映するとともに、WEB広告と折込チラシの双方を地域ニーズや特性に合わせて展開することで、生徒・保護者のニーズに訴求する生徒募集活動を実施してまいりました。

なお、基幹事業である「明光義塾直営事業」及び「明光義塾フランチャイズ事業」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、消費者心理が冷え込んだことに加えて、緊急事態宣言解除までの休講期間中における減収の影響は大きく、厳しい経営成績となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、一部事業について今後の事業計画を見直したこと等によるのれん及び有形固定資産等の減損損失2,453百万円を計上したほか、投資有価証券評価損468百万円を計上いたしました。

事業報告

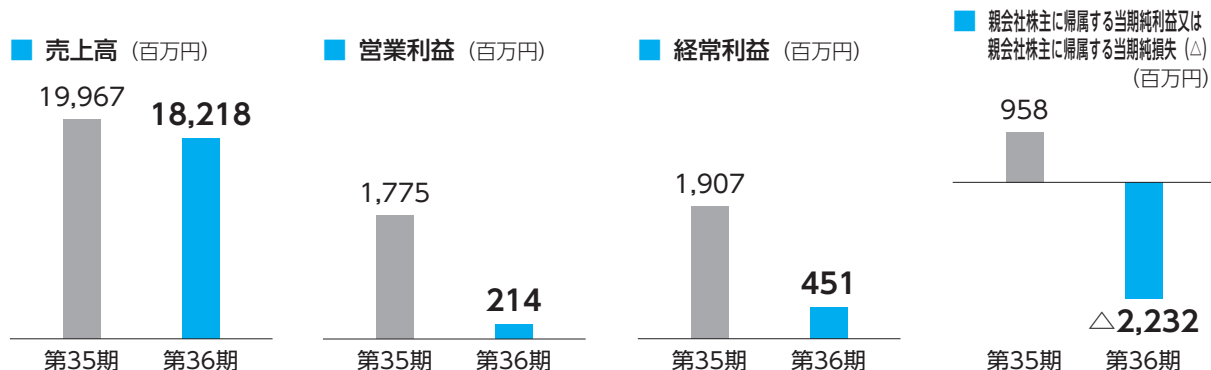
これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は18,218百万円（前期比8.8%減）、営業利益214百万円（同87.9%減）、経常利益451百万円（同76.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損失2,232百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益958百万円）となりました。

売上高 **18,218**百万円（前期比**8.8%**減）

経常利益 **451**百万円（前期比**76.3%**減）

営業利益 **214**百万円（前期比**87.9%**減）

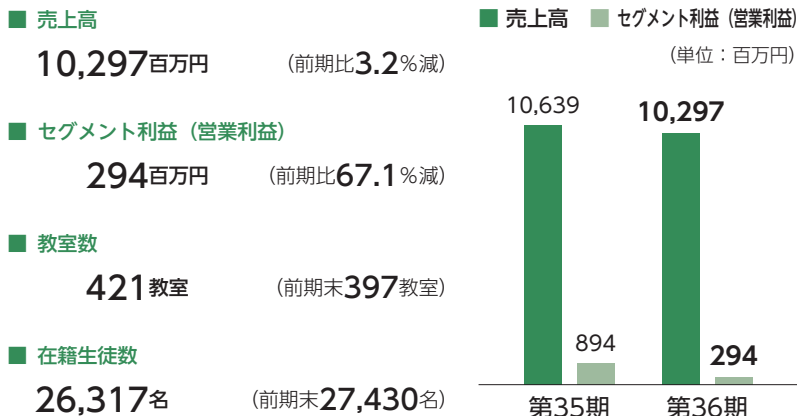
親会社株主に帰属する
当期純損失(△) **△2,232**百万円
(前期は親会社株主に
帰属する当期純利益
958百万円)



セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

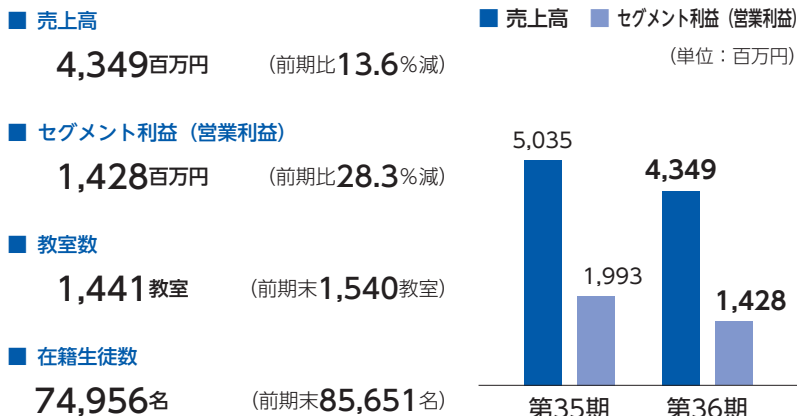
明光義塾直営事業



直営事業につきましては、オンライン個別指導のサービスを提供しながらも、政府の緊急事態宣言の解除以降は、自治体や地域の状況に応じて、順次教室での授業を再開し、教室環境の整備・健康管理等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応を徹底しながら、対面での個別指導を実施してまいりました。しかしながら、生徒数の減少や、休講期間の授業の振替対応による夏期講習の減少の影響もあり、厳しい経営成績となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,297百万円（当社売上高5,639百万円、連結子会社3社売上高計4,658百万円）（前期比3.2%減）、セグメント利益（営業利益）は294百万円（当社営業利益438百万円、連結子会社3社営業利益計84百万円、のれん償却額228百万円）（同67.1%減）となりました。教室数は421教室（当社直営244教室、連結子会社3社計177教室）、在籍生徒数は26,317名（当社直営14,961名、連結子会社3社計11,356名）となりました。

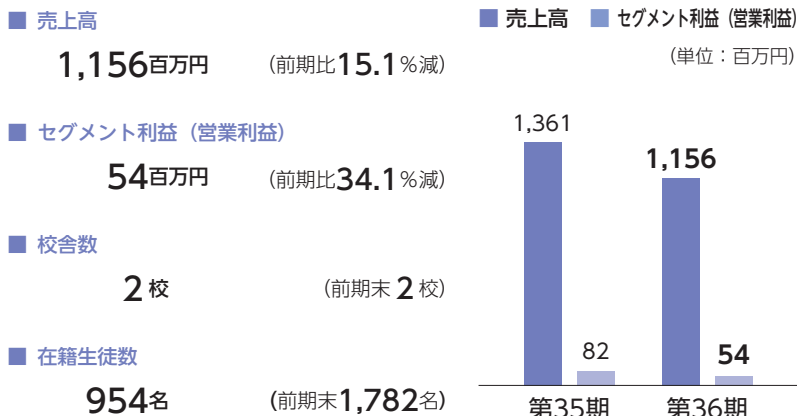
明光義塾フランチャイズ事業



フランチャイズ事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校スケジュールの変更や、夏休み期間の短縮に対応して、地域によりお盆期間の開校など柔軟な教室運営を実施いたしました。また、Zoomを活用したオーナー会議により地域ごとの情報共有強化を図るとともに、教室長・講師研修にも注力し、チェーン全体の授業品質・サービスレベルの向上に取り組んでまいりました。しかしながら、5月までの生徒数減少の影響は大きく、厳しい経営成績となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,349百万円（前期比13.6%減）となり、セグメント利益（営業利益）は1,428百万円（同28.3%減）、教室数は1,441教室（連結子会社3社除く。）、在籍生徒数は74,956名（連結子会社3社除く。）となりました。

日本語学校事業



連結子会社である株式会社早稲田EDU（早稲田EDU日本語学校）及び国際人材開発株式会社（JCL I日本語学校）による日本語学校事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限に伴い、2020年4月入学予定及び7月入学予定の留学生が入国できない状況となったため、生徒数の大幅な減少を余儀なくされました。なお、感染予防対策として、教室とオンラインを併用したハイブリッド型クラス編成により授業を実施したほか、入学前の待機学生を対象としたオンライン授業によるフォローを実施いたしました。

これらの結果、日本語学校事業における当連結会計年度の校舎数は2校（早稲田EDU日本語学校1校、JCL I日本語学校1校）、在籍生徒数は954名（早稲田EDU日本語学校386名、JCL I日本語学校568名）となり、売上高は1,156百万円（前期比15.1%減）、セグメント利益（営業利益）は54百万円（同34.1%減）となりました。

その他



■ 売上高

2,414百万円 (前期比**17.6%**減)

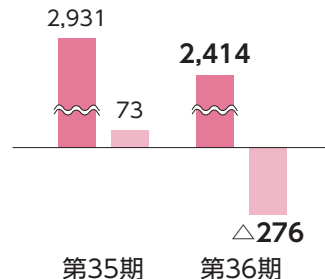
■ セグメント損失 (営業損失)

△276百万円 (前期はセグメント利益 (営業利益) 73百万円)



■ 売上高

■ セグメント利益 (営業利益) 又は
セグメント損失 (営業損失)
(単位: 百万円)



キッズ事業 (アフタースクール) につきましては、直営スクール「明光キッズ」のほか、民間学童クラブ (助成型)、公設民営、私立小学校受託等、様々な運営形態を取りながらお客様満足度の高いサービス提供に取り組み、積極的な事業展開を進めてまいりました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、春の新年度利用者獲得に遅れが出たことに加えて、利用自粛・休校対応などの影響が発生いたしました。

これらの結果、キッズ事業 (アフタースクール) における当連結会計年度の売上高は416百万円、営業損失は37百万円、スクール数は34スクール (直営9スクール、学童クラブ4施設、フランチャイズ及び運営受託等21施設)、在籍スクール生は1,399名となりました。

スポーツ事業 (サッカースクール等) につきましては、「プロコーチが教えるサッカースクール」であることを特長とした明光サッカースクールにおいて、生徒一人ひとりにあった質の高いコーチングを提供してまいりました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休校及びイベント中止により厳しい経営成績となりました。そのため、不採算6スクールの閉鎖、3スクールのFC化を実施し、事業の再構築を図ってまいりました。

これらの結果、スポーツ事業 (サッカースクール等) における当連結会計年度の売上高は80百万円、営業損失は33百万円、スクール数は14スクール、在籍スクール生は535名となりました。

早稲田アカデミー個別進学館事業につきましては、難関校受験向け個別指導ブランドとして、生徒の成績向上と志望校合格の実現に向けた取り組みを進める中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、対面授業・オンライン授業の選択制としたほか、お盆期間も開校 (一部校舎除く) し、夏期講習及び休講期間中の授業の振替対応を実施いたしました。

校舎展開といたしましては、51校（当社直営7校、株式会社MAXISエデュケーション5校、株式会社早稲田アカデミー直営28校及びフランチャイズ11校）の体制で運営いたしました。

当連結会計年度における全校舎の生徒数は、4,126名となりました。

これらの結果、早稲田アカデミー個別進学館事業における当連結会計年度の売上高は531百万円、営業利益は17百万円となりました。

連結子会社である株式会社古藤事務所による学校支援事業につきましては、入試問題ソリューション事業の納品が概ね計画通り進捗しており、堅調な業況推移となりました。

なお、連結子会社でありました株式会社ユーデック（学校支援事業）及び株式会社晃洋書房（学術専門書出版事業）は、第3四半期連結会計期間より当社の連結の範囲から除外されており、当該2社の第2四半期連結累計期間までの損益計算書が連結業績に含まれています。

これらの結果、学校支援事業及び学術専門書出版事業における当連結会計年度の売上高は937百万円、営業利益は110百万円となりました。

連結子会社である株式会社東京医進学院による予備校事業につきましては、2020年6月以降は対面授業を再開し、現役夏期特別講座や英語・数学の科目別集中合宿、高卒夏期合格合宿等の実施により生徒の成績向上に努めてまいりました。しかしながら、医系予備校間の競争激化の影響は大きく、生徒数は低迷を余儀なくされました。

これらの結果、株式会社東京医進学院による予備校事業における当連結会計年度の売上高は304百万円、営業損失は30百万円、校舎数は2校、在籍生徒数は56名となりました。

その他の事業の当連結会計年度の業績合計は、上記以外の事業も含めて売上高は2,414百万円（前期比17.6%減）、セグメント損失（営業損失）は276百万円（前期はセグメント利益（営業利益）73百万円）となりました。

<ご参考> 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回次 連結会計年度	第35期			第36期		
	自2018年9月1日 至2019年8月31日			自2019年9月1日 至2020年8月31日		
	経営成績他	前期比較		経営成績他	前期比較	
明光義塾（当社直営）教室数	221	△	12	244	+	23
明光義塾（MAXIS）教室数	92	△	1	94	+	2
明光義塾（ケイライン）教室数	41	△	1	41		-
明光義塾（KMG）教室数	43	+	43	42	△	1
明光義塾直営教室数計	397	+	29	421	+	24
明光義塾フランチャイズ教室数	1,540	△	121	1,441	△	99
明光義塾教室数合計	1,937	△	92	1,862	△	75
明光義塾（当社直営）教室在籍生徒数（名）	15,572	△	370	14,961	△	611
明光義塾（MAXIS）教室在籍生徒数（名）	6,821	+	269	6,613	△	208
明光義塾（ケイライン）教室在籍生徒数（名）	2,734	△	31	2,657	△	77
明光義塾（KMG）教室在籍生徒数（名）	2,303	+	2,303	2,086	△	217
明光義塾直営在籍生徒数計（名）	27,430	+	2,171	26,317	△	1,113
明光義塾フランチャイズ教室在籍生徒数（名）	85,651	△	5,464	74,956	△	10,695
明光義塾在籍生徒数合計（名）	113,081	△	3,293	101,273	△	11,808
明光義塾直営事業売上高（百万円）	10,639	+	1,108	10,297	△	342
明光義塾フランチャイズ事業売上高（百万円）※1	5,035	△	206	4,349	△	685
日本語学校事業売上高（百万円）	1,361	+	43	1,156	△	205
その他の事業売上高（百万円）	2,931	△	94	2,414	△	516
売上高合計（百万円）	19,967	+	851	18,218	△	1,749
明光義塾直営教室売上高（百万円）	10,639	+	1,108	10,297	△	342
明光義塾フランチャイズ教室末端売上高（百万円）	29,771	△	2,335	26,386	△	3,384
明光義塾教室末端売上高合計（百万円）※2	40,410	△	1,226	36,684	△	3,726

※1 明光義塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品売上高等を記載しております。

2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

3 KMGは、株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーションの略称であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は447百万円（有形固定資産及び無形固定資産の受入ベース数値）であります。

その主なものは、情報システム構築に対する開発費151百万円、本社レイアウト変更に伴う工事費等35百万円、明光義塾直営教室のリニューアル等及びRED事業等の新規事業展開に係る教室内装工事に係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、当社が保有する株式会社ユーデック株式の全てを売却いたしました。これに伴い、株式会社ユーデック及び同社の完全子会社である株式会社晃洋書房を連結の範囲から除外しております。

(8) 対処すべき課題

当社グループが属する教育サービス業界におきましては、少子化による学齢人口の減少が継続する中で、小学5・6年生の英語教科化、プログラミング教育の導入など大きな変革期を迎えており、急激な環境変化と生徒・保護者のニーズへの柔軟かつスピーディーな対応が求められております。

また、「GIGAスクール構想」による学びのICT環境を整える動きが急ピッチで進められていることに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、「学習の遅れ」や「教育格差の拡大」といった課題に対応すべく、オンラインサービスやICTコンテンツの導入が急速に進んでおり、新規参入のスタートアップ企業も含め、企業間の差別化競争は激化しております。

このような中で、当社グループとして、大きく変化した社会環境に対応しながら、全てのステークホルダーへ価値を提供するために、2021年8月期経営方針を「蛻変（ぜいへん）」としました。「蛻変」とは、蟬が卵から幼虫になり、さなぎになり、成虫になるときに、その都度古い皮を脱ぐことであり、蟬はそれを本能的現象として行っている一方、企業は変化する環境の中で意識的に「蛻変」を行わなければなりません。新型コロナウイルス感染症の影響で大きな環境変化を迎えている今、当社グループは「蛻変の経営」を推進し、変わり続けながら、持続的な企業価値向上と成長を通じて社会に貢献する企業グループを目指してまいります。具体的には下記の3点に重点戦略として取り組んでまいります。

① 働きやすく、働きがいのある職場に

お客様満足度と同様に従業員満足度を向上させ、ニューノーマルに合った働きがいのある本部・教室を実現する。

② 小さくてもたくましい本社・本部に

本社・本部の業務改革を推進し、生産性を向上させるとともに、マーケティングデータとデジタル技術を活用し情報システム改革を成功させる。また、OODAループを回すことにより、経営の質とスピードを更に高める。

③ 収益性重視の会社・教室運営に

収益性重視の会社・教室運営により営業利益率の向上を図るとともに、各事業においてフランチャイズ事業の拡大を推進し、フランチャイズ教室の収益性を向上させる。

当社グループは今後においても、環境変化に柔軟に対応しながら、収益機会を創造し、持続的な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

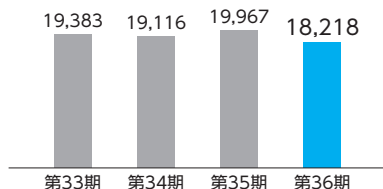
① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第33期 (2017年8月期)	第34期 (2018年8月期)	第35期 (2019年8月期)	第36期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売上高	(百万円)	19,383	19,116	19,967	18,218
経常利益	(百万円)	2,806	1,558	1,907	451
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	2,042	657	958	△2,232
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	76.92	24.74	36.08	△85.21
自己資本当期純利益率	(%)	14.8	4.6	6.7	△18.7
総資産	(百万円)	19,314	18,683	19,765	14,041
純資産	(百万円)	14,416	14,336	14,414	9,473

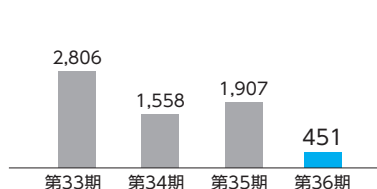
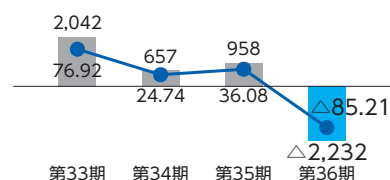
② 当社の財産及び損益の状況

区分		第33期 (2017年8月期)	第34期 (2018年8月期)	第35期 (2019年8月期)	第36期 (当事業年度) (2020年8月期)
売上高	(百万円)	13,660	12,993	12,893	11,796
経常利益	(百万円)	2,470	1,216	1,525	438
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,956	673	891	△1,673
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	73.66	25.35	33.55	△63.88
自己資本当期純利益率	(%)	14.5	4.8	6.4	△14.1
総資産	(百万円)	16,856	15,905	16,450	11,871
純資産	(百万円)	14,048	13,979	14,007	9,790

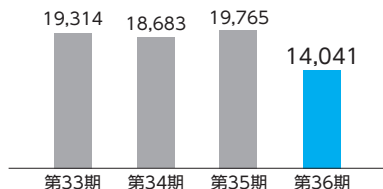
■ 売上高(百万円)



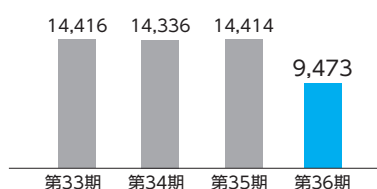
■ 経常利益(百万円)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)
● 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)

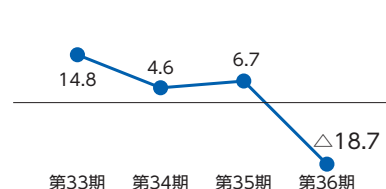
■ 総資産(百万円)



■ 純資産(百万円)



■ 自己資本当期純利益率(ROE)(%)



(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 子会社の状況

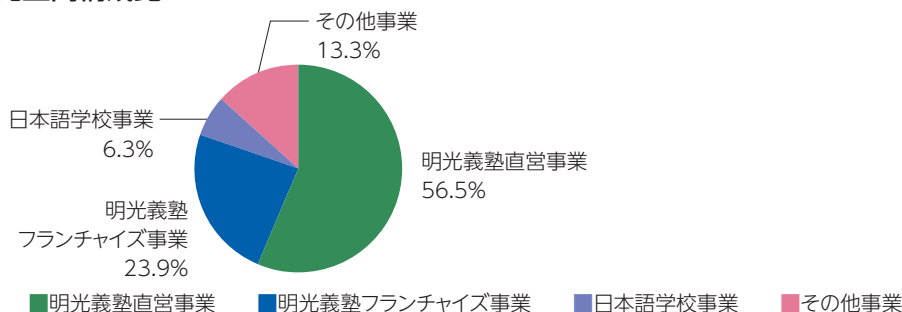
会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社MAXISエデュケーション	30百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営等
株式会社ケイライン	50百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社ケイ・エム・ジー コーポレーション	50百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社早稲田EDU	20百万円	100%	早稲田EDU日本語学校の運営
国際人材開発株式会社	10百万円	100%	JCLI日本語学校の運営
株式会社古藤事務所	10百万円	100%	大学入試、大学教育に関する事業
株式会社東京医進学院	77百万円	100%	医系大学受験専門予備校の運営

(注) 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ユーデック及び株式会社晃洋書房（株式会社ユーデックの完全子会社）は、当連結会計年度において、当社が保有する株式会社ユーデック株式の全てを売却したことに伴い連結の範囲から除外しております。

(11) 主要な事業内容

セグメントの名称	区分に属する主要な事業内容
明光義塾直営事業	・個別指導塾「明光義塾」直営教室における学習指導及び教材、テスト等商品販売（当社、株式会社MAXISエデュケーション、株式会社ケイライン及び株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション）
明光義塾フランチャイズ事業	・個別指導塾「明光義塾」フランチャイズ教室における教室開設、経営指導及び教室用備品、教室用機器、教材、テスト、広告宣伝物等商品販売
日本語学校事業	・「早稲田EDU日本語学校」の運営（株式会社早稲田EDU） ・「JCL日本語学校」の運営（国際人材開発株式会社）
その他	・長時間預かり型学習塾「キッズ（アフタースクール）」事業 ・子ども対象のサッカースクール等「スポーツ」事業 ・高学力層向け個別指導塾「早稲田アカデミー個別進学館」事業（当社及び株式会社MAXISエデュケーション） ・大学入試、大学教育に関する事業（株式会社古藤事務所） ・医系大学受験専門予備校の経営（株式会社東京医進学院） ・オールイングリッシュの学童保育「明光キッズe」事業 ・ITを活用した個別学習塾「自立学習RED」事業 ・大学受験専門のコーチングによる個別指導塾「tyotto塾」事業

売上高構成比



(12) 主要な営業所等

① 当社の本社及び事務局等

本 社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
北海道事務局	北海道札幌市中央区北三条西二丁目1番地13
仙台事務局	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
名古屋事務局	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号
大阪事務局	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号

② 明光義塾直営教室（当社直営）

首都圏地区	135教室	
その他の地区	109教室	(合計244教室)

③ 明光義塾直営教室（株式会社MAX I S エデュケーション）

首都圏地区	52教室	
その他の地区	42教室	(合計94教室)

④ 明光義塾直営教室（株式会社ケイライン）

首都圏地区	30教室	
その他の地区	11教室	(合計41教室)

⑤ 明光義塾直営教室（株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション）

近畿地区	42教室
------	------

⑥ 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	203教室	近畿地区	176教室
北関東・甲信越地区	216教室	中・四国地区	144教室
東京・埼玉・千葉地区	257教室	九州地区	180教室
神奈川・静岡地区	103教室		
東海・北陸地区	162教室		(合計1,441教室)

⑦ 明光サッカースクール

首都圏地区	14スクール
-------	--------

⑧ 早稲田アカデミー個別進学館

首都圏地区	51校 (当社直営7校、株式会社MAX I S エデュケーション5校、株式会社早稲田アカデミー直営28校、及びフランチャイズ11校)
-------	--

⑨ 株式会社MAX I S エデュケーション

本社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
----	-------------------

⑩ 株式会社ケイライン

本社	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
----	-------------------

⑪ 株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション

本社	京都府京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町195番地
----	----------------------------

⑫ 株式会社早稲田EDU

本社	東京都新宿区市谷砂土原町二丁目7番地
----	--------------------

首都圏地区	1校
-------	----

⑬ 国際人材開発株式会社

本社	東京都北区豊島八丁目4番1号
----	----------------

首都圏地区	1校
-------	----

⑭ 株式会社古藤事務所

本社	東京都千代田区一番町29番1号
----	-----------------

⑮ 株式会社東京医進学院

本校舎	東京都新宿区市谷八幡町11番地1
-----	------------------

首都圏地区	2校
-------	----

(13) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
明光義塾直営事業	557名	36名増
明光義塾フランチャイズ事業	123名	1名減
日本語学校事業	67名	13名増
その他	135名	4名増
管理部門	57名	7名増
合計	939名	59名増

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(40名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	377名	46名増	38.5歳	8.5年
女性	206名	27名増	33.4歳	6.2年
合計又は平均	583名	73名増	36.7歳	7.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(40名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当する事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,083,626株 (自己株式2,719,974株を除く。)
- (3) 株主数 74,232名 (前期末比2,468名増)
- (4) 大株主

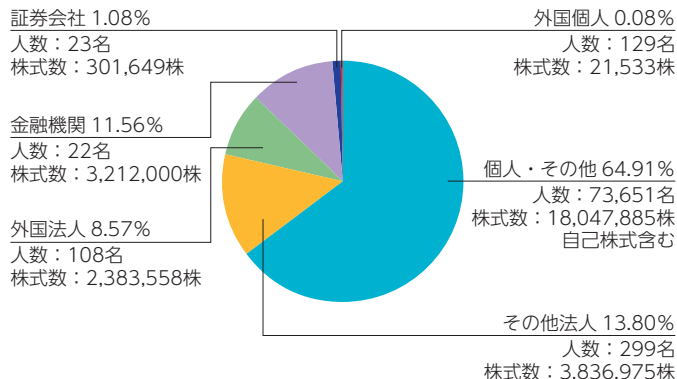
株主名	持株数	持株比率
公益財団法人明光教育研究所	2,000,000 ^株	7.97 [%]
渡邊弘毅	1,794,600	7.15
明光株式会社	1,000,000	3.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	817,800	3.26
奥井世志子	792,800	3.16
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 4 1 0 5	594,900	2.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	475,400	1.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	456,600	1.82
株式会社早稲田アカデミー	347,600	1.39
ジエーピーモルガンチエース ゴールドマン サツクス トラスト ジヤスデツク レンディング アカウント	326,100	1.30

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

所有者別株式分布



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	渡邊弘毅	(重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所代表理事
代表取締役社長	山下一仁	明光義塾事業本部長 (重要な兼職の状況) 国際人材開発株式会社代表取締役会長 公益財団法人明光教育研究所評議員
取締役	堀内航志	(重要な兼職の状況) 株式会社ケイライン取締役 株式会社古藤事務所取締役
取締役	大坂祐希枝	マーケティング部管掌 兼 本部事務局管掌
取締役	八尾紀子	弁護士 (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役 サトーホールディングス株式会社社外監査役 株式会社朝日ネット社外取締役
取締役	池側千絵	(重要な兼職の状況) ストラットコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社ウィルグループ社外取締役
常勤監査役	松下和也	
監査役	小口隆夫	弁護士(新井・小口・星出法律事務所)
監査役	宇津木寿一	

- (注) 1. 取締役八尾紀子及び池側千絵の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松下和也、小口隆夫及び宇津木寿一の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役八尾紀子、池側千絵、監査役小口隆夫、宇津木寿一の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役松下和也氏は、金融機関で企業審査に携わった経験、及び三菱自動車工業株式会社執行役員財務本部長兼財務統括室長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 辞任又は解任した会社役員
 該当する事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	98百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	21百万円 (21百万円)
合計	11名	119百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。

- ① 2006年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まないものとする。）として決議いただいております。
 - ② 2006年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20百万円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25百万円以内（役員賞与を含む。）として決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当する事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	八尾紀子	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、豊富な経験に加え、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	池側千絵	2019年11月15日就任以来開催の取締役会15回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	松下和也	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	小口隆夫	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、豊富な経験に加え、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	宇津木寿一	2019年11月15日就任以来開催の取締役会15回の全てに出席し、また、同期間内開催の監査役会12回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。

- ④ 事業報告記載事項に関する意見
該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度における監査の計画と実績の状況を確認し、当事業年度における監査時間及び報酬額の見積りを検討した結果、その報酬額は妥当な水準と認められたため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(8) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(9) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(10) 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。
 - ・ 取締役及び使用人の法令遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限及び職務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営会議及び取締役会において審議する。
 - ・ 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べるができるものとする。また、取締役等は、法令違反行為を未然に防止し、かつ、そのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役（リスク管理委員長）及びリスク管理担当取締役に報告する。
 - ・ 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、フランチャイズチェーン全体の企業倫理の向上を推進する。
 - ・ 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理室が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、同種事案の再発防止を期する。
 - ・ 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。
 - ・ 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。
 - ・ 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。
 - ・ 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成を求められる文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。
 - ・ 取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書については、「文書管理規程」、「稟議決裁規程」及び「情報セキュリティ規則」等諸規則に則り、適切に作成、保存又は廃棄する。

- ・「個人情報保護規程」及び「営業機密管理」に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業機密を適切、かつ、安全に保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
 - ・危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策をフランチャイズチェーン全体に提示し、フランチャイズチェーン全体での経営の安定化に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
 - ・取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画部長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
 - ・取締役は、専任の内部監査室から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総則
- ・経営理念に基づき、グループとしての存在意義、役割を明確にするとともに、経営ビジョンによって将来のグループとしての目標を共有する。また、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - ・グループ内取引については、法令に従い適切であり、かつ、第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
 - ・内部通報制度を導入することによって、グループ全体のコンプライアンス経営の強化を図る。
- b. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・「関係会社管理規程」を定め各子会社における内部統制の実効性を図る。また、「関係会社管理規程」に則り、各子会社に対し、業績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求める。
 - ・内部監査室は、子会社の運営状況等を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。

- c. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
グループ各社は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - d. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他諸規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
 - e. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ全体のコンプライアンスの基本方針を定め、グループ会社は、当該基本方針に従い、各社の業務内容、規模、所在国、その他の事情に応じて、その体制の構築を推進するとともに、コンプライアンスの教育、啓蒙を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
 - ・監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- ⑦ 前号⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、監査役の指示により監査を補助する業務については、監査役以外から指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ・監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会、非常勤監査役は取締役会）に出席する。
 - ・監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項及び公表する企業情報は適時監査役に報告する。
 - ・監査役は、内部監査室及びリスク管理室との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。
 - b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
監査役は、「グループ企業監査役連絡会」を開催し、子会社経営情報全般に関する問題点の早期把握と情報の共有に努めるものとする。

- ⑨ 前号⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行において生じる費用等は、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
 - ・ 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、総務部リスク管理室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針としております。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金その他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度につきましては、資金状況等を踏まえ、2020年10月30日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額376,254,390円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年11月24日

この結果、当事業年度の配当につきましては、中間配当金15円を含め、1株当たり年間配当金を30円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、財務構造の強化を勘案しつつ、将来の新たな事業展開、明光義塾事業の教務力の強化並びに業容の拡大に伴うインフラ整備に充当する等有効投資してまいりたいと考えております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,848
現金及び預金	7,015
売掛金	845
有価証券	300
商品	137
仕掛品	11
貯蔵品	7
前渡金	14
前払費用	279
その他	282
貸倒引当金	△46
固定資産	5,192
有形固定資産	1,142
建物及び構築物	719
工具、器具及び備品	28
土地	385
リース資産	9
無形固定資産	545
のれん	277
ソフトウェア	255
ソフトウェア仮勘定	8
電話加入権	4
投資その他の資産	3,504
投資有価証券	2,120
長期前払費用	41
繰延税金資産	198
敷金及び保証金	1,006
長期預金	100
その他	37
資産合計	14,041

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,847
買掛金	119
未払金	134
未払費用	1,055
未払法人税等	287
未払消費税等	198
前受金	1,537
リース債務	1
預り金	45
賞与引当金	423
その他	43
固定負債	720
退職給付に係る負債	104
従業員長期未払金	108
役員長期未払金	117
繰延税金負債	32
リース債務	9
資産除去債務	346
長期預り保証金	1
負債合計	4,568
純資産の部	
株主資本	9,119
資本金	972
資本剰余金	909
利益剰余金	10,140
自己株式	△2,903
その他の包括利益累計額	354
その他有価証券評価差額金	342
為替換算調整勘定	11
純資産合計	9,473
負債及び純資産合計	14,041

連結計算書類

連結損益計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,218
売上原価		13,816
売上総利益		4,401
販売費及び一般管理費		4,187
営業利益		214
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	45	
持分法による投資利益	12	
受取賃貸料	20	
貸倒引当金戻入額	74	
助成金収入	55	
その他	24	249
営業外費用		
支払利息	1	
自己株式取得費用	3	
賃貸費用	6	
その他	1	12
経常利益		451
特別利益		
投資有価証券売却益	994	994
特別損失		
有形固定資産除却損	8	
投資有価証券評価損	468	
関係会社株式売却損	53	
減損損失	2,453	2,983
税金等調整前当期純損失 (△)		△1,537
法人税、住民税及び事業税	659	
法人税等調整額	41	701
当期純損失 (△)		△2,238
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△6
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,232

連結株主資本等変動計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	972	909	13,317	△1,643	13,556
当期変動額					
剰余金の配当			△796		△796
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△2,232		△2,232
自己株式の取得				△1,259	△1,259
連結範囲の変動			△148		△148
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△3,177	△1,259	△4,436
当期末残高	972	909	10,140	△2,903	9,119

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	830	12	843	15	14,414
当期変動額					
剰余金の配当					△796
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△2,232
自己株式の取得					△1,259
連結範囲の変動					△148
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△488	△1	△489	△15	△504
当期変動額合計	△488	△1	△489	△15	△4,941
当期末残高	342	11	354	-	9,473

計算書類

貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,397
現金及び預金	2,743
売掛金	847
有価証券	300
商品	130
貯蔵品	5
前渡金	10
前払費用	157
短期貸付金	52
その他	189
貸倒引当金	△39
固定資産	7,474
有形固定資産	584
建物	392
工具、器具及び備品	19
土地	163
リース資産	9
無形固定資産	260
ソフトウエア	247
ソフトウエア仮勘定	8
電話加入権	4
投資その他の資産	6,629
投資有価証券	1,939
関係会社株式	3,739
出資金	10
関係会社長期貸付金	85
長期前払費用	35
繰延税金資産	134
敷金及び保証金	561
長期預金	100
その他	23
資産合計	11,871

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,671
買掛金	86
未払金	35
未払費用	773
未払法人税等	157
未払消費税等	94
前受金	120
リース債務	1
預り金	25
賞与引当金	361
その他	15
固定負債	409
従業員長期未払金	108
役員長期未払金	99
リース債務	9
資産除去債務	190
長期預り保証金	1
負債合計	2,081
純資産の部	
株主資本	9,447
資本金	972
資本剰余金	915
資本準備金	915
利益剰余金	10,462
利益準備金	54
その他利益剰余金	10,408
別途積立金	9,147
繰越利益剰余金	1,261
自己株式	△2,903
評価・換算差額等	343
その他有価証券評価差額金	343
純資産合計	9,790
負債及び純資産合計	11,871

損益計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		11,796
売上原価		8,982
売上総利益		2,813
販売費及び一般管理費		2,572
営業利益		241
営業外収益		
受取利息	4	
有価証券利息	15	
受取配当金	45	
受取賃貸料	50	
貸倒引当金戻入額	73	
助成金収入	32	
その他	13	235
営業外費用		
支払利息	0	
自己株式取得費用	3	
賃貸費用	34	
その他	0	38
経常利益		438
特別利益		
投資有価証券売却益	994	994
特別損失		
有形固定資産除却損	7	
投資有価証券評価損	468	
関係会社株式売却損	186	
関係会社株式評価損	2,006	
減損損失	19	2,688
税引前当期純損失 (△)		△1,256
法人税、住民税及び事業税	438	
法人税等調整額	△21	417
当期純損失 (△)		△1,673

株主資本等変動計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	972	915	54	9,147	3,731	12,932	△1,643	13,177
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△796	△796		△796
当期純損失 (△)					△1,673	△1,673		△1,673
自己株式の取得							△1,259	△1,259
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△2,470	△2,470	△1,259	△3,730
当 期 末 残 高	972	915	54	9,147	1,261	10,462	△2,903	9,447

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	830	14,007
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△796
当期純損失 (△)		△1,673
自己株式の取得		△1,259
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△487	△487
当期変動額合計	△487	△4,217
当 期 末 残 高	343	9,790

独立監査人の監査報告書

2020年10月20日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 部 誠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年10月20日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 部 誠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの2019年9月1日から2020年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月20日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 下 和 也 ㊟

監 査 役（社外監査役） 小 口 隆 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 宇津木 寿 一 ㊟

以 上

第36期
明光レポート

2019年9月1日～2020年8月31日



個別指導の明光義塾!



明光ネットワークジャパン

証券コード：4668

はじめに

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

第36期におきましては、「一人ひとりの未来、一人ひとりの明光グループ」を経営方針として掲げ、全てのステークホルダーの皆様へ未来への価値を提供するために、「明光義塾事業の再構築」、「既存事業の拡大・強化」、「新規事業の創出」、「人材・組織改革」に取り組んでまいりました。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社事業への影響は甚大であり、厳しい経営成績となりました。

結果として、連結決算で売上高18,218百万円、営業利益214百万円、経常利益451百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,232百万円となりました。



代表取締役社長 山下 一仁

今後の成長に向けて

第37期におきましては、新型コロナウイルスの影響により、大きな環境変化を迎えている中で、ニューノーマルに合った「働きやすく、働きがいのある職場」を実現するとともに、業務改革の推進と生産性向上により「小さくてもたくましい本社・本部」を構築し、「収益性重視の会社・教室運営」に取り組んでまいります。

当社グループは今後においても、環境変化に柔軟に対応しながら、収益機会を創造し、持続的な企業価値向上と成長を通じて社会に貢献する企業グループを目指してまいります。

配当・株主優待制度について

当期の年間配当金につきましては、30円とさせていただきます。株主優待制度としては、誠に遺憾ではございますが、コロナ禍の厳しい経営成績を鑑み、保有株式数及び継続保有年数により贈呈するQUOカードの額面金額を一律半額に変更いたしました。

来期の配当につきましては、withコロナ・afterコロナにおける業績予想を踏まえ、1株当たり年間配当金10円を予定しております。また、株主優待制度につきましては、当期に変更した内容にてQUOカードを贈呈させていただきます。

株主の皆様には、今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

MEIKO VISION

「民間教育企業」そして「自己実現支援企業」としての役割を果たすことで社会に貢献し、社会からその存在を認められる社会的存在価値の高い企業に成長していきます。

当社はこれからも、顧客・株主・社員の三位一体の繁栄を目指し、常に前進し続けます。



経営理念

教育・文化事業への
貢献を通じて人づくりを目指す
フランチャイズノウハウの
開発普及を通じて
自己実現を支援する

基本方針

教育・文化事業への
貢献を通じて
顧客・株主・社員の
三位一体の繁栄を目指す

教育理念

個別指導による
自立学習を通じて
創造力豊かで自立心に富んだ
21世紀社会の人材を
育成する

明光グループ

明光ネットワークジャパン

学習塾事業



日本初のNo.1 個別指導塾



早稲田アカデミー個別進学館

WASEDA ACADEMY KOBETSU SCHOOL

難関校・上位校向け進学個別指導塾



AI を活用した個別最適化カリキュラム
で学ぶ自立学習塾



tyotto塾

大学受験専門のコーチング型
1:1 個別指導塾



バイリンガル講師による
個別英語スクール



子ども専門プログラミング教室



外国人向けオンライン日本語
学習サービス

幼児・学童・スポーツ事業



明光キッズ

学童保育+ 習い事+ 幼児教室



プロコーチが指導する
サッカースクール

Meiko Kids



明光キッズe

オールイングリッシュの
学童保育

教育・文化事業を核としてさらなる成長を図り、
人づくりのトップカンパニーとなる

グループ企業

学習塾事業



**株式会社MAXIS
エデュケーション**
「明光義塾」「早稲田アカデミー
個別進学館」「tyotto塾」の運営
連結子会社（100%出資）

K. LINE Co.,Ltd

株式会社ケイライン
「明光義塾」の運営
連結子会社（100%出資）



**株式会社ケイ・エム・ジー
コーポレーション**
「明光義塾」の運営
連結子会社（100%出資）



株式会社One link
「明光義塾」の運営
連結子会社（100%出資）
※2020年9月1日設立

学校支援事業



株式会社古藤事務所
大学教育に関する事業等
連結子会社（100%出資）

日本語学校事業



国際人材開発株式会社
日本語学校「JCLI 日本語学校」の運営
連結子会社（100%出資）



株式会社早稲田EDU
日本語学校「早稲田EDU 日本語学校」の運営
連結子会社（100%出資）

医系予備校事業

東京医進学院

医系予備校の運営
連結子会社（100%出資）

海外事業

（韓国）
NEXCUBE Corporation, Inc
「明光義塾」個別指導プログラムの
提供・FC 展開
持分法適用関連会社（23.7%出資）

（台湾）
明光文教事業股份有限公司
「明光義塾」の運営・展開
非持分法適用関連会社（25.0%出資）

全国1,862教室！「明光義塾」ブランドの更なる浸透を図ります。

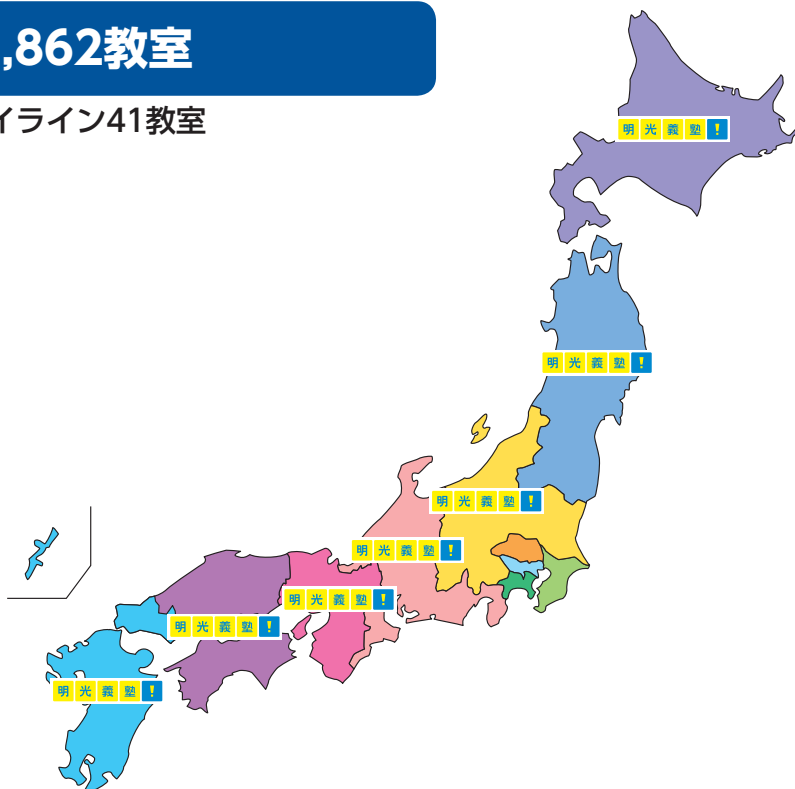
当社が運営する学習塾「明光義塾」は、生徒一人ひとりの学力と個性に合わせたオーダーメイドの「個別指導」を行っており、生徒の「考える力」を伸ばす生徒主体の対話型の授業が特徴です。個別指導塾のパイオニアとして、常に学習塾業界をリードし続けてきました。日本全国で「明光義塾」のネットワークが広がっています。

明光義塾 1,862教室

[直営244教室 MAXIS94教室 ケイライン41教室
KMG42教室 FC1,441教室]

北海道	76教室
東北	150教室
北関東・甲信越	242教室
東京	172教室
神奈川	109教室
千葉	132教室
埼玉	118教室
中部・東海・北陸	267教室
近畿	272教室
中国・四国(山口県除く)	144教室
九州・沖縄(山口県含む)	180教室

2020年8月末現在



当社は、継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化並びに新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資金の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付けております。今後も持続的な成長と拡大を目指し、投資家の皆様にとって魅力ある資本配当政策を実施いたします。

1. 基本方針

継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化ならびに、新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資本の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付け、今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいります。

2. 資本効率目標

高水準なROEの達成に努めてまいります。

3. 自己株式買付け方針

事業環境、投資機会、当社株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社財務状況を総合的に勘案し、柔軟且つ機動的に判断することを基本方針といたします。

4. 配当政策

経営成績の伸長に見合った成果の配分を基本方針としており、安定的な成果の配分を実施してまいります。また株主優待制度は、毎年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上の当社株式を保有されている株主様に対して、保有株式数並びに継続保有年数により、以下の金額相当のQ.U.Oカードを贈呈いたします。2020年8月末現在の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対する株主優待制度より、下記内容へ変更させていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

継続保有年数 保有株式数	継続保有 3年未満	継続保有 3年以上※
	100株以上500株未満	500円相当
500株以上1,000株未満	1,000円相当	2,000円相当
1,000株以上	1,500円相当	2,500円相当

※株主名簿に同一番号で3年（7基準日）連続で記載されている状態



Topic 1 ● 台湾での明光義塾の教室数・生徒数が台湾No.1になりました

当社は、個別指導塾運営ノウハウを活用し、台湾での「明光義塾」の教室展開を進めるため、2015年11月に、台湾における教育事業会社、翰林出版グループ及び百大文教とともに、合併会社「明光文教事業股份有限公司」を設立しました。

2016年5月に直営第1号教室、2017年6月にフランチャイズ第1号教室を開校し、以後、直営・フランチャイズ共に順次教室を開校した結果、2020年に個別指導塾の教室数・生徒数で台湾No.1になりました。

2020年8月現在で、84教室（直営：14教室、フランチャイズ：70教室）を展開しており、今後は2021年12月末100教室を目標として、教室の開校を進めてまいります。



Topic 2 ● 障害者の新たな就業環境として農園を開園しました

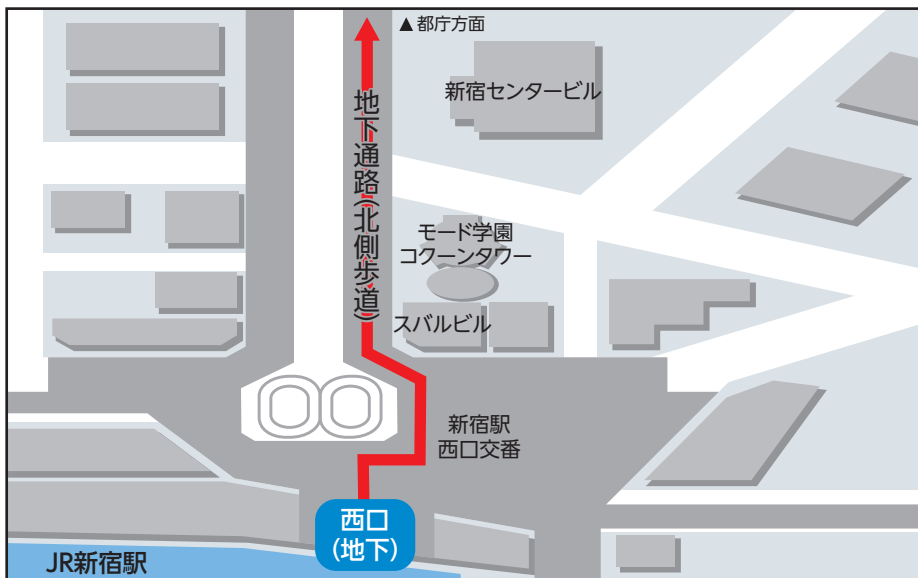
当社は、障害者雇用支援サービスを提供する株式会社エスプールプラス（本社：東京都千代田区）が運営する「わーくはびねす農園 船橋第3ファーム」の一面に農園を開園し、障害者雇用の新たな取り組みを開始しました。

同農園では3名の障害を持つ社員が当社社員の農場長と共に農園での作業に従事し、様々な農作物の栽培を予定しております。収穫された作物を福利厚生の一環として社員へ配布するほか、当社が運営する学童保育「明光キッズ」等に通う子どもたちの多様な体験機会の場としても活用を検討しております。

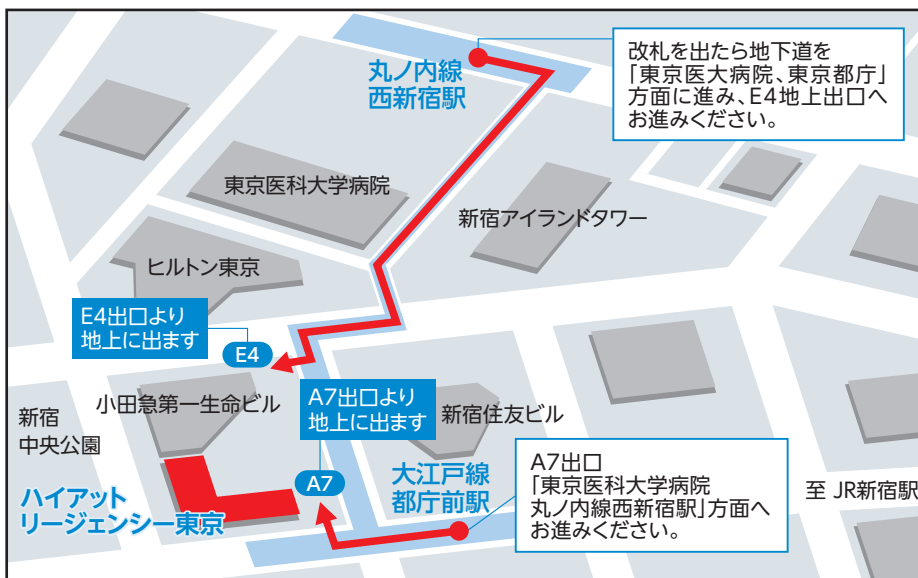
これからも当社は、一人ひとりの自立のための支援と働きがいの創出、ダイバーシティ推進を通じて社会課題の解決に取り組んでまいります。



JR新宿駅西口（地下）から会場へのご案内



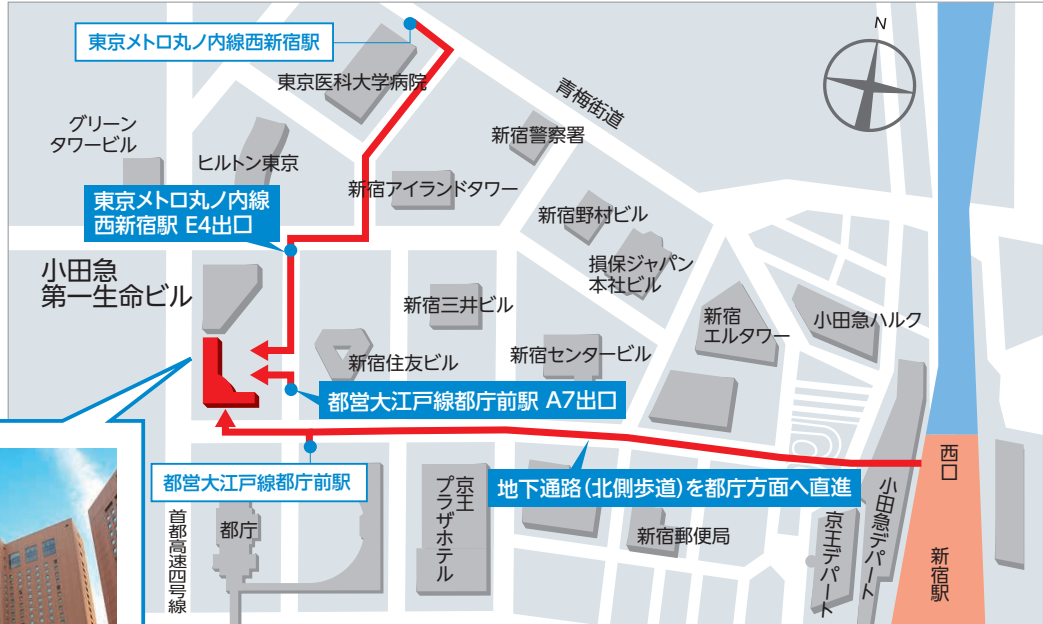
地下鉄（丸ノ内線「西新宿駅」、大江戸線「都庁前駅」）から会場へのご案内



株主総会会場ご案内図

会場

ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 電話 (03) 3348-1234 (代表)



ハイアットリージェンシー東京

交通のご案内

- ・ JR新宿駅（西口）より徒歩約9分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩約8分（E4出口）より徒歩約1分
- ・ 都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩約5分（A7出口）より徒歩約1分

